

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月から 31 年 2 月末日まで
② 昭和 31 年 6 月 5 日から同年 10 月末日まで
③ 昭和 32 年 3 月 13 日から同年 8 月末日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間①にA社、申立期間②にB社、申立期間③にC社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、A社の元役員に照会したものの、当時の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、B社の同僚である申立人の姉及び従妹の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるが、「申立人のことは記憶しているものの、いつまで勤務していたかはわからない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、B社で勤務していたほかの複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、法務局に照会しても、B社に係る法人登記の記録は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も所在が判明しないため、申立人の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和31年6月5日となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、当該期間にC社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立期間③について、C社の元役員は既に他界しており、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和32年3月13日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年10月1日まで
年金事務所の記録では、平成4年1月から5年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが、この21か月間は月額20万円のはずである。6年の会社倒産により資料、書類等一切無くなっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成3年10月及び4年10月の定時決定において41万円、同年11月の随時改定において20万円と記録されていたところ、5年12月2日付けで、4年1月に遡って8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る登記簿謄本から、申立期間において申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料を滞納していたと供述している上、A社の滞納処分票から、申立期間当時、保険料を滞納していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人はA社が社会保険事務手を委託していたB事業所と委託解除になった平成5年1月以降、自らが社会保険事務を行っていたと思うと供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。